

武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍及びウクライナ情勢に伴う原油価格及び物価の高騰の影響を強く受けている福祉サービス提供事業所等の負担の軽減を図り、食材費等の価格上昇を抑制することにより、市民が安心して福祉サービスを楽しみ、生活を継続できるよう、当該事業所等に対し福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 次に掲げる施設をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項から第5項まで、第7項から第11項（特定施設入居者生活介護を行う特定施設に限る。）まで、第14項から第18項まで、第20項、第23項（通所又は宿泊に関するものに限る。）、第24項及び第26項に規定するサービスを提供する施設

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4及び第20条の5に規定する施設

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項から第5項まで、第7項、第8項、第10項、第12項から第14項まで、第17項及び第18項に規定するサービスを提供する施設

(2) 事業所種別 次に掲げる種別をいう。

ア 入所施設・障害者入所施設 福祉施設等のうち、施設へ入所してサービスを提供する施設及び宿泊してサービスを提供する施設（イからエまでに定める施設を除く。）

イ 通所施設 福祉施設等のうち、居宅から施設へ通いサービスを提供する施設（ウ及びエに定める施設を除く。）

ウ 障害者通所施設 福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第7項の生活介護、同条第12項の自立訓練（宿泊に関するものを除く。）、同条第13項の就労移行支援及び同条第14項の就労継続支援のサービスを提供する施設をいう。

エ 障害児通所支援施設 福祉施設等のうち、児童福祉法（昭和22年法

律第164号) 第6条の2の2第2項の児童発達支援及び同条第4項の放課後等デイサービスのサービスを提供する施設をいう。

オ 訪問施設 福祉施設等のうち、居宅に事業者が訪問することにより、サービスを提供する施設をいう。

カ 障害者訪問施設 福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第2項の居宅介護、同条第3項の重度訪問介護、同条第4項の同行援護、同条第5項の行動援護及び同条第18項の相談支援のサービスを提供する施設をいう。

(3) 利用者 前号に掲げる施設における各サービスの提供(給付)を受けた者をいう。ただし、介護保険法第8条第11項に規定するサービスを提供する施設については施設に入居する者のうち武蔵野市に住民登録を有するものをいい、老人福祉法第20条の4に規定する施設については同法第11条第1項の規定に基づき市が措置した者をいう。

(4) 支援対象利用者 令和5年4月における1日の利用者(単位)平均数をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者(以下「対象事業所」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和5年3月31日以前から武蔵野市内で事業を営んでいる事業所であること。

(2) 支援金の支給の申請時点において、国、他の地方公共団体等から当該支援金と同種の支給等を受け、又はその申請をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の支給対象としない。

(1) 事業を営むにあたり、法令の規定に違反していると認められる者

(2) 第7条第1項及び第2項の申請の時点で事業を廃止している者

(3) 国及び地方公共団体が運営する施設

(4) 武蔵野市の指定管理を受託している施設

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織(以下「暴力団等」という。)の利益になる営業を営む者

(支給対象経費)

第4条 支援金の支給対象となる経費は、対象事業所が負担する次に掲げる経費とする。

(1) 光熱費

- (2) 食材費
- (3) 利用者が使用する消耗品費
- (4) 車両運行燃料費（利用者の送迎等に使用する車両のガソリン等燃料費）
- (5) その他市長が必要と認める経費
（支援金の支給額）

第5条 対象事業所に支給する支援金の額は、別表の事業所種別及び同表の対象経費の区分に応じ、同表の単価に同表の単位の数を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と定める額とする。ただし、車両運行燃料費は、利用者のサービス提供に供する車両を保有している事業所に限る。

（対象期間）

第6条 支援金の支給対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず令和5年度中に事業の廃止、休止等を行った対象事業所については支援金の額について所要の調整を行う。

（支援金の支給申請）

第7条 支援金の支給を受けようとする対象事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）、申請内訳明細書（第1号様式別記）及び誓約書兼振込依頼書（第2号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、令和5年9月30日までに市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象事業所が社会福祉法人である場合には、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号）第2条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

（支援金の支給決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、おおむね60日以内に支給の決定を行い、武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、申請者に対し支援金を支給しないことを決定した場合は、武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金不支給決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、支援金の支給の決定にあたり、当該支援金の支給の目的を達成するために対象事業者に対し次の条件を付するものとする。

(1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収証書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給の決定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) その他市長が必要と認める事項
(支援金の支給)

第9条 市長は、前条第1項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）を行ったときは、申請者に対し、支援金を支給するものとする。
(支給決定の取消し)

第10条 支給決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 支給決定を受けた者（法人その他の団体にあつては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当することが判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(支援金の返還等)

第11条 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対策支援金支給決定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(検査及び報告)

第12条 市長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

2 申請者は、前項の規定による求めがあつたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年12月13日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

事業所種別	対象経費	単価	単位
入所施設・障害者 入所施設	車両運行燃料費	42,000円	施設数
	光熱費、食材費及 び消耗品費	72,000円	支援対象利用者
通所施設及び障害 者通所支援施設	車両運行燃料費	102,000円	施設数
	光熱費及び食材費	28,800円 （食事の提 供がある場 合）	支援対象利用者
		21,000円 （食事の提 供がない場 合）	支援対象利用者
訪問施設	車両運行燃料費及 び光熱費	102,000円	施設数
障害者訪問施設	車両運行燃料費及 び光熱費	74,400円	施設数